



熊本県公報

号外 第25号

平成26年4月13日(日)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の移動の禁止または制限…………… (畜産課) 1
- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の飼養施設の消毒の実施…………… (") 2

告 示

熊本県告示第403号の4

熊本県家畜伝染病予防規則(昭和26年熊本県規則第21号)第2条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため、家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。)及び病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止し、又は制限する。

平成26年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 禁止又は制限の内容
家きん及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止し、又は制限する。
- 2 禁止又は制限の期間
平成26年4月13日から当分の間
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動を禁止する区域
球磨郡郡錦町(高原、平川及び目郎)、球磨郡あさぎり町(新、内山、下里、古草城、明廿、植の里及び深田北)、球磨郡多良木町大字黒肥地(小字上柳、幸坂、深谷、上増谷、才川内、銅山、柳野、古屋敷、赤木田、中永谷、下永谷、増谷、千里内、堤迫、上の原、新道、北小谷、赤木、夜狩尾、上大野、中大野、大野、高尾、梶ヶ原、上木原、下の原、上伏間田、小谷、北秣川、中広木原、中ノ原、下広木原、柿川、川原山、赤松、八城迫、上赤松、梨ノ木、上梨木谷、下梨ノ木、高寺、花の木、上花の木、赤田、小城下、小椎野、中小椎野、上小椎野、下小椎野、伏間田、上小原、伊良谷、北朴の木迫、秣川、東光寺、八反田、新立、下永迫、上の原、當の木、下西田、上西田、長平、鍋城、小原、朴ノ木迫、熊山、大塚、前東光寺、沖ノ田、管無田、追の原、衰迫、久保下、小川、上小川、栗ヶ迫、中尾、坂田、高田、反高、鎗掛松、土取、松の下、小路迫、北大久保、堂手、上大久保、前大久保、仁良田、北仁良田、里坊、長寺、小堤、下鶴文、上鶴文、蓑田、茂原、土屋、久保杉、北井山下、茗の木、蓮葉、大園下、軍野、中の森、中鶴、宮田、平谷野、牛頭上、北井手詰、百太郎、松下及び平反田)、球磨郡湯前町(下松下、松下、下大瀬及び上大瀬)、球磨郡水上村大字岩野(小字下里坊、上里坊、小国、下七代、上七代、小立目、宮田、小野、山ノ田、石舟、古塚鶴及び水清谷)並びに球磨郡相良村大字四浦東(小字曾焼、上下坂及び寄木)、大字四浦西(小字平川、宮ノ下及び桐木谷)及び大字川辺(井出山、北白木谷、大阪、白木谷、丸尾、橋谷、高尾、高屋二ツ山、上黒石、下黒石、松馬場、山下、下山下、竹ノ山、松馬場坂、下七折、高原、佐土原、下原及び朝ノ迫)
 - (2) 区域外への移出を制限する区域
人吉市(赤池原町、赤池水無町、五日町、井ノ口町、上原町、鬼木町、鍛冶屋町、上新町、瓦屋町、願成寺町、蟹作町、北泉田町、北願成寺町、紺屋町、九日町、駒井田町、合ノ原町、七地町、下漆田町、下新町、下田代町、新町、田町、大工町、鶴田町、寺町、富ヶ尾町、七日町、浪床町、二日町、原城町、東間上町、東間下町、東漆田町、麓町、南泉田町、南願成寺町及び南町)、球磨郡錦町(平岩、村松、新立、白坂、緑ヶ丘、山下、滝の水、野間、迫、党井、荒田、由留木、岩城、馬場、十日市、平良、平野、浜川、平岩、土屋、駅通、福島、一丸、無田原、京峰、上一丸、久保宇野、駅通、下須、中福良、大王三条、久保、東方、覚井、小川、内村、井手ノ口、木揚、大正、内門、原田川、松里、指杉、下原、忠ヶ原、今山、下大鶴、昭和、切原野、永野、上大鶴、鍋山、黒辺田野、狩政、別府、栄、山仁田、中島、中原、本別府及び横山)、球磨郡あさぎり町(新、内山、下里、古草城、明廿、植の里及び深田北を除く。)、球磨郡多良木町大字奥野、大字久米、大字多良木、大字

- 黒肥地（大仁田、本屋敷、葉木、井の谷、笹の谷、上永谷及び上幸坂）及び大字槻木（小字花立、石ニタ、塚山、上ヶ滝、横尾、轟の又、鎌たき、杉谷、花立国有林、出水及び立石国有林）、球磨郡湯前町（下松下、松下、下大瀬及び上大瀬を除く。）、球磨郡水上村大字岩野、大字江代（小松、小淵、境目、穴手尾、中尾、馬抜、上屋敷、中屋敷、西千ヶ平、尾迎、鍋淵、高尾野、石森、芝神、戸屋野、井井谷、火尻谷、前田、下七代、原田、上古川、下古川、野平、田迎、里道、射場ノ本、扇原及び上松ヶ野）及び大字湯山（小野、木ノ子木、龍新、内越、槻木、立石、大迫、岩の平、隠館、上本野、中本野、下本野、竹ノ下、下笠振、上笠振、大内、佐重中尾、美尾谷、狸穴、川端、轟、汗ノ原、崩尾、下馬場、上馬場、高城、美所尾、名繁、荒平、弥次郎平、西平、大平、水ノ元、芝ノ元、一ノ瀬、立野山及び立野）、球磨郡相良村大字四浦西（小字上椎葉、下椎葉、椎葉道、宮ノ下、平川及び桐木谷を除く。）、大字四浦東（小字曾焼、上下坂及び寄木を除く。）及び大字川辺（小字井出山、北白木谷、白木谷、丸尾、橋谷、高尾、高屋二ツ山、上黒石、下黒石、松馬場、山下、下山下、竹ノ山、松馬場坂、下七折、高原、佐土原、下原及び朝ノ迫を除く。）、球磨郡五木村大字甲（小字野々脇及び下梶原）及び大字丙（小字古金川及び小浜）並びに球磨郡山江村大字山田（小字白木谷、石田平及び登尾を除く。）及び大字万江（小字荒祖田、光の畑、柳野、荒神、島屋、中鶴、平山、釜野、藤渡瀬、上別府、下小森、上小森、川平、中尾、別府谷、大日当、柚の木川内、杉迫、榎木町、濁毛、横手畑、城内、五の段、山手、横手屋敷、神園、宮鶴、大久保及び日当）
- 4 禁止又は制限の対象となる家畜、その死体又は物品の種類
 生きた家さん、死亡した家さん及び家さんの卵、家さんの飼養管理に必要な器材又は飼料、排せつ物等の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品
 - 5 その他
 詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。

熊本県告示第403号の5

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定により、次のとおり家さん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。）の所有者に対し、消毒の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条の規定により告示する。
 平成26年4月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的
 熊本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため。
- 2 実施する区域
 次に掲げる区域内の全ての家さんの飼養施設
 - (1) 移動を禁止する区域
 球磨郡郡錦町（高原、平川及び目郎）、球磨郡あさぎり町（新、内山、下里、古草城、明甘、植の里及び深田北）、球磨郡多良木町大字黒肥地（小字上柳、幸坂、深谷、上増谷、才川内、銅山、柳野、古屋敷、赤木田、中永谷、下永谷、増谷、千里内、堤迫、上の原、新道、北小谷、赤木、夜狩尾、上大野、中大野、大野、高尾、梶ヶ原、上木原、下の原、上伏間田、小谷、北萩川、中広木原、中ノ原、下広木原、柿川、川原山、赤松、八城迫、上赤松、梨ノ木、上梨木谷、下梨ノ木、高寺、花の木、上花の木、赤田、小城下、小椎野、中小椎野、上小椎野、下小椎野、伏間田、上小原、伊良谷、北朴の木迫、萩川、東光寺、八反田、新立、下永迫、上の原、當の木、下西田、上西田、長平、鍋城、小原、朴ノ木迫、熊山、大塚、前東光寺、沖ノ田、管無田、追の原、衰迫、久保下、小川、上小川、栗ヶ迫、中尾、坂田、高田、反高、鎗掛松、土取、松の下、小路迫、北大久保、堂手、上大久保、前大久保、仁良田、北仁良田、里坊、長寺、小堤、下鶴文、上鶴文、蓑田、茂原、土屋、久保杉、北山下、茗の木、蓮葉、大園下、軍野、中の森、中鶴、宮田、平谷野、牛頭上、北井手詰、百太郎、松下及び平反田）、球磨郡湯前町（下松下、松下、下大瀬及び上大瀬）、球磨郡水上村大字岩野（小字下里坊、上里坊、小国、下七代、上七代、小立目、宮田、小野、山ノ田、石舟、古塚鶴及び水清谷）並びに球磨郡相良村大字四浦東（小字曾焼、上下坂及び寄木）、大字四浦西（小字平川、宮ノ下及び桐木谷）及び大字川辺（井出山、北白木谷、大阪、白木谷、丸尾、橋谷、高尾、高屋二ツ山、上黒石、下黒石、松馬場、山下、下山下、竹ノ山、松馬場坂、下七折、高原、佐土原、下原及び朝ノ迫）
 - (2) 区域外への移出を制限する区域
 人吉市（赤池原町、赤池水無町、五日町、井ノ口町、上原町、鬼木町、鍛冶屋町、上新町、瓦屋町、願成寺町、蟹作町、北泉田町、北願成寺町、紺屋町、九日町、駒井町、合ノ原町、七地町、下漆田町、下新町、下田代町、新町、田町、大工町、鶴田町、寺町、富ヶ尾町、七日町、浪床町、二日町、原城町、東間上町、東間下町、東漆田町、麓町、南泉田町、南願成寺町及び南町）、球磨郡錦町（平岩、村松、新立、白坂、緑ヶ丘、山下、滝の水、野間、迫、党井、荒田、由留木、岩城、馬場、十日市、平良、平野、浜川、平岩、土屋、駅通、福島、一丸、無田原、京峰、上一丸、久保宇野、駅通、下須、中福良、大王三条、久保、東方、覚井、小川、内村、井手ノ口、木揚、大正、内門、原田川、松里、指杉、下原、忠ヶ原、今山、下大鶴、

昭和、切原野、永野、上大鶴、鍋山、黒辺田野、狩政、別府、栄、山仁田、中島、中原、本別府及び横山)、球磨郡あさぎり町(新、内山、下里、古草城、明廿、植の里及び深田北を除く。)、球磨郡多良木町大字奥野、大字久米、大字多良木、大字黒肥地(大仁田、本屋敷、葉木、井の谷、笹の谷、上永谷及び上幸坂)及び大字槻木(小字花立、石ニタ、塚山、上ヶ滝、横尾、轟の又、鎌たき、杉谷、花立国有林、出水及び立石国有林)、球磨郡湯前町(下松下、松下、下大瀬及び上大瀬を除く。)、球磨郡水上村大字岩野、大字江代(小松、小湊、境目、穴手尾、中尾、馬抜、上屋敷、中屋敷、西千ヶ平、尾迎、鍋淵、高尾野、石森、芝神、戸屋野、井井谷、火尻谷、前田、下七代、原田、上古川、下古川、野平、田迎、里道、射場ノ本、扇原及び上松ヶ野)及び大字湯山(小野、木ノ子木、龍新、内越、槻木、立石、大迫、岩の平、隠館、上本野、中本野、下本野、竹ノ下、下笠振、上笠振、大内、佐重中尾、美尾谷、狸穴、川端、轟、汗ノ原、崩尾、下馬場、上馬場、高城、美所尾、名繁、荒平、弥次郎平、西平、大平、水ノ元、芝ノ元、一ノ瀬、立野山及び立野)、球磨郡相良村大字四浦西(小字上椎葉、下椎葉、椎葉道、宮ノ下、平川及び桐木谷を除く。)、大字四浦東(小字曾焼、上下坂及び寄木を除く。))及び大字川辺(小字井出山、北白木谷、白木谷、丸尾、橋谷、高尾、高屋二ツ山、上黒石、下黒石、松馬場、山下、下山下、竹ノ山、松馬場坂、下七折、高原、佐土原、下原及び朝ノ迫を除く。)、球磨郡五木村大字甲(小字野々脇及び下梶原)及び大字丙(小字古金川及び小浜)並びに球磨郡山江村大字山田(小字白木谷、石田平及び登尾を除く。))及び大字万江(小字荒祖田、光の畑、柳野、荒神、島屋、中鶴、平山、笠野、藤渡瀬、上別府、下小森、上小森、川平、中尾、別府谷、大日当、柚の木川内、杉迫、榎木町、濁毛、横手畑、城内、五の段、山手、横手屋敷、神園、宮鶴、大久保及び日当)

3 実施の期日

平成26年4月16日から平成26年5月16日まで

4 消毒方法

逆性石けん消毒薬等を家きんの飼養施設内(鶏舎及び付帯施設並びにこれらの施設の外縁部)に散布する。